

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年10月10日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(都市整備部公園緑地課)

監査実施期間 令和4年12月 9日から
令和5年 1月20日まで

豊川市監査公表第15号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市赤塚山公園の公園施設使用料の徴収又は収納事務における釣銭資金について、所管部署である公園緑地課は、私人委託先である豊川市施設管理協会からの借用申請を受け、会計管理者から釣銭資金を借用し、豊川市施設管理協会に貸与していた。当該事務が、私人委託先の事務となっていることから、釣銭資金を貸与する必要性について検討されたい。</p> <p>2 東三河ふるさと公園整備促進期成同盟会について、設立当初は、旧御津町との同盟会であったが、合併後も公園緑地課が事務局として、引き続き市からの負担金にて事業を実施している。同盟会設立の目的を鑑み、市の予算で事業を実施するなど、同盟会の在り方について検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市赤塚山公園の公園施設使用料の徴収又は収納事務における釣銭資金については、私人委託先である豊川市施設管理協会での事務とし、貸与していた釣銭資金については、令和5年9月1日までに返還させることとした。</p> <p>2 東三河ふるさと公園期成同盟会は、国や県への要望活動を中心に、同公園の事業進捗を図るうえで重要な役割を果たしている。 また、地元連区・町内会の委員で構成されている団体であるため、市が直接、予算執行をすることができない。 さらに、国、県に対して、地元と一緒に要望活動をする方がより事業効果が期待できると判断した。 これらのことから、引き続き同盟会組織への負担金の支出にて事業を実施することとし、令和5年7月1日付け豊川市準公金取扱基準を遵守し、事務を行うものとする。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年10月5日現在のものである。